管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 渋谷高等学校 | 管内出張について、帰着が勤務公署から自宅へと変更になったが、変更に伴う必要なシステム登録がされず、変更前の経路で旅費が支給されたため、過払いとなっているものがあった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 旅行日 | 既支給旅費額 | 正規支給旅費額 | 過払旅費額 |
| Ａ | 令和２年３月23日 | 1,320円 | 1,100円 | 220円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 | 　過払いとなった旅費については、監査受検後に戻入手続を行い、返納済みである。　管内出張の支給に当たっては、担当職員以外の職員も確認することとし、チェック体制を強化した。　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年11月６日）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 柴島高等学校 | 管内出張であるにもかかわらず、誤って管外出張としてシステム登録を行い、提出状態のままとなっているものが５件あった。また、この５件について、誤った状態が修正されずに放置されていたため、旅費が未払いとなっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張先 | 旅行日 | 旅費支給額 |
| Ａ | 大阪市淀川区 | 令和元年８月５日 | 300円 |
| Ｂ | 奈良県奈良市 | 平成31年４月26日 | 2,280円 |
| Ｃ | 奈良県奈良市 | 平成31年４月26日 | 520円 |
| Ｄ | 奈良県奈良市 | 平成31年４月26日 | 1,900円 |
| Ｅ | 奈良県奈良市 | 平成31年４月26日 | 1,880円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。【職員の旅費に関する条例】(定義)第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。８　管内　府の区域内に在勤公署がある場合にあっては府の区域内の地域及び府に隣接する府県の区域内において人事委員会規則で定める地域をいい、府の区域外に在勤公署がある場合にあってはその在勤地内の地域をいう。【職員の旅費に関する規則】(管内の範囲)第６条　条例第２条第１項第８号の規則で定める地域は、次の表の上欄に掲げる府県の区域内について、それぞれ同表の下欄に定める郡市の区域内の地域とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 府県 | 地域 |
| 奈良県 | 奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、生駒郡、磯城郡、高市郡、北葛城郡 |

 | 未払いの旅費について、令和２年12月中に追給した。旅費事務について、令和３年１月６日の運営委員会及び同月14日の職員会議で研修し、入力誤り又は承認誤りのないよう指導を徹底した。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年12月１日）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 箕面東高等学校 | １　管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認された後、登録済の誤った旅行命令の取消を忘れたため、重複登録のまま承認されたものが１件あった。また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 旅行日 | 旅行命令 | 過払旅費額 |
| 当初入力日 | 重複入力日 |
| Ａ | 令和元年９月６日 | 令和元年９月４日 | 令和元年９月５日 | 1,440円 |

２　部活動指導の生徒引率用務について、旅費の支給対象となる公式戦への参加ではないにもかかわらず、管内旅費の支払いを行っているものが１件あった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 旅行日 | 用務内容 | 過払旅費額 |
| Ｂ | 令和元年12月14日（注１） | 講習会へ部員引率・付添（注２） | 840円 |

（注１）週休日等に該当するが、勤務日の振替は行われていない。また、該当日には教員特殊勤務手当（部活動手当）が支給されている。（注２）公式戦には該当しない。 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。【部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いの改訂について（通知）平成24年７月31日付け教委高第2149号】２　教職員による部活動指導の服務上の取扱い（別紙１）（１）生徒引率（指導）を伴う場合①公式戦への参加公式戦（文化部の公式の大会等を含む。）に参加する場合は、平日、週休日等を問わず、「公務」と同様に取り扱うこととする。なお、本服務上の取扱いにおける「公務」とは、教育課程に基づく学校教育活動として、服務上、旅費の公費からの支出、公務災害基金への認定請求、週休日等（土曜日、日曜日、及び祝日等の勤務を要しない日）については勤務日の振替等も可能となるものである。（別紙１）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 旅費の公費支給 | 教員特手勤務手当 |
| 生徒引率（指導）を伴う場合 | ①公式戦への参加 | 可 | － |
| ②勤務時間内の部活動指導 | 可 | － |
| ③平日の勤務時間外の部活動指導 | － | － |
| ④週休日等の部活動指導 | － | 対象 |
| ⑤合宿等（泊を伴う練習及び練習試合）の部活動指導 | － | 週休日対象 |

 | 　過払い等となった旅費については、監査受検後に戻入手続を行い、返納済みである。また、承認者が旅行命令簿の内容等を十分確認のうえ承認するよう徹底するとともに、支出命令の決裁時においても確実にチェックを行うこととした。　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年12月18日）